

●化粧品の分割販売について

(平成4年9月10日 事務連絡
各都道府県衛生主管部(局)あて 厚生省薬務局監視指導課)

環境保護及び資源の有効利用の観点から、化粧品の使用済み容器の再利用のために

当該使用済み容器に再充てんする行為について照会があり、その取扱いを定めたので化粧品販売業者に下記事項を遵守するよう指導願いたい。

なお、消費者の求めに応じ得るようにするため、化粧品を予め小容器に充てんしておく行為は小分け製造に該当し、薬事法(以下「法」という。)第12条に規定する化粧品製造業の許可が必要であるので念のため申し添える。

記

分割販売

- 1 分割販売(化粧品を個々の消費者の求めに応じて必要量をその都度分割充てんし販売する行為をいう。以下同じ。)が認められない化粧品
微生物汚染に特に留意する必要があるアイライナー及びマスカラ類等
- 2 分割販売に際しての遵守事項
 - (1) 分割充てんした小容器は、法第61条及び第62条で準用する第52条各号に掲げる事項を表示し、かつ、分割販売を行った者の責任を明確にするため、該者の氏名及び住所を併せて表示すること。
(特に、消費者が持ち込んだ小容器を再使用するときは、製造番号が分割販売を受けるたびに変わる場合があるので、その都度シール等で表示すること。)
 - (2) 分割販売品の適切な衛生状態を確保するため、次の事項を遵守すること。
 - ア 製品の保管は、衛生的に行うこと
 - イ 分割充填する場所は、清掃に努め衛生管理を適切に行うこと
 - ウ 分割に使用した器具類はその都度洗浄し、衛生的に保管すること
 - エ 消費者が持参した小容器に分割充てんするときは、その小容器を十分洗浄する等衛生の保持に留意すること
 - オ 製造番号が異なるものは、混合してはならないこと

■ R1 法 63 第 3 条で改正。R2 政令 39 で R4. 12. 1 施行：第五十五条第一項、第六十条及び第六十二条中「又は第六十八条の二の四第二項」を「、第六十八条の二の四第二項又は第六十八条の二の五」に改める。

第四節 化粧品を取扱い

(直接の容器等の記載事項)

第六十一条 化粧品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていないなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 製造販売業者の氏名又は名称及び住所

二 名称

三 製造番号又は製造記号

四 厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品にあつては、その成分の名称

五 厚生労働大臣の指定する化粧品にあつては、その使用の期限

六 第四十二条第二項の規定によりその基準が定められた化粧品にあつては、その基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

→施行規則 221、221 の 2、平 12 厚生省告示 332 [名称記載部外品・化粧品の成分]、昭 55 厚生省告示 166 [使用期限記載医薬品等]

(準用)

第六十二条 化粧品については、第五十一条、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十七条までの規定を準用する。この場合において、第五十一条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号」とあるのは「第六十一条各号」と、第五十二条第一項第四号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と、第五十三条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は第五十条から第五十二条まで」とあるのは「第六十一条又は第六十二条において準用する第五十一条若しくは第五十二条第一項」と、第五十四条第二号中「、第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七」とあるのは「又は第十九条の二」と、「、効果又は性能」とあるのは「又は効果」と、「第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、第五十五条第一項中「第五十条から前条まで」とあるのは「第六十一条又は第六十二条において準用する第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条及び前条」と、同条第二項中「認定若しくは第二十三条の二の四第一項の登録」とあるのは「認定」と、「第六項若しくは第二十三条の二